

令和4年度

第1回いわき市地域自立支援協議会

資料

いわき市保健福祉部

障がい福祉課

目 次

- 1 令和4年度いわき市地域自立支援協議会について
 - (1) 令和4年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿・・・・・・・・・・ 1頁
 - (2) いわき市地域自立支援協議会の概要・・・・・・・・・・ 2頁

 - (3) 令和4年度いわき市地域自立支援協議会の体系について・・・・・・・・ 4頁
 - (4) いわき市地域自立支援協議会設置要綱・・・・・・・・・・ 5頁

 - 2 令和3年度いわき市地域自立支援協議会の取り組み等について
 - (1) 全体会議
 - ・ 令和3年度いわき市地域自立支援協議会における協議事項・・・・・・・・ 7頁
 - ・ 委員から提出された質問等への対応
「災害公営住宅の福祉的活用について」・・・・・・・・ 8頁
 - (2) 運営会議・・・・・・・・・・ 9頁
 - (3) 専門部会
 - ・ 地域生活支援部会・・・・・・・・・・ 10頁
 - ・ 就労支援部会・・・・・・・・・・ 12頁
 - ・ 児童・療育支援部会・・・・・・・・・・ 13頁
 - ・ 当事者部会準備会・・・・・・・・・・ 14頁
 - (4) 地域会議・・・・・・・・・・ 15頁

 - 3 報告事項
 - (1) 令和4年度いわき市障害者相談支援等事業について・・・・・・・・ 19頁
 - (2) 令和4年度いわき市地域生活支援体制強化事業について・・・・・・・・ 25頁
 - (3) 「障がい者虐待防止・対応マニュアル」の改訂について・・・・・・・・ 30頁
 - (4) 福祉避難所の設置、運営の見直しについて・・・・・・・・ 31頁
- 【別冊資料】いわき市障がい者虐待防止・対応マニュアル（令和4年3月改訂）
- 4 協議事項
 - (1) 令和4年度いわき市地域自立支援協議会における協議事項等について・・ 38頁
 - (2) 令和4年度自立支援協議会下部組織の構成及び目的等について・・・・ 39頁

令和4年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿

区分	人数	所属団体職名	氏名	備考
学識 経験者	3名	医療創生大学 健康医療科学部 准教授	みよし けい 三好 圭	総合
		調整中		
		公益財団法人磐城済世会舞子浜病院 (精神科)	しが ただお 志賀 忠夫	精神
障害者 福祉団体	6名	いわき市盲人福祉協会 女性部会 会計	よしえ みちこ 吉江 路子	身障
		いわき市手をつなぐ育成会 監事	よしむら ますみ 吉村 真澄	知的
		いわき地区自閉症児・者親の会 会長	わたなべ さゆり 渡辺 さゆり	精神
		いわき市身体障害者福祉協会	ふるだて のぶし 古舘 信義	身障
		いわき聴覚障害者会 副会長	いしい しずこ 石井 静子	身障
		いわき市腎臓病患者友の会	はせがわ ゆうぞう 長谷川 勇三	身障
障害者 福祉施設	5名	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長	はせがわ ひでお 長谷川 秀雄	総合
		社会福祉法人いわき福音協会 エデンの家 作業療法士	かじ なおこ 鍛冶 奈保子	身障 知的
		社会福祉法人育成会 理事	ふるかわ たかし 古川 敬	知的
		社会福祉法人誠心会 理事兼事務局長	たにひら ようぞ 谷平 耀宗	知的
		社会福祉法人希望の杜福祉会	すずき テルコ 鈴木 テルコ	精神
障害者 関係機関	5名	福島県立いわき支援学校 校長	かんの みえこ 菅野 美恵子	知的
		福島県立平支援学校 校長	やぎぬま さとし 柳沼 哲	身障
		平公共職業安定所 所長	おくぬき ひでのり 奥貫 秀則	総合
		いわき障害者就業・生活支援センター 所長	さとう かおり 佐藤 香	総合
		いわき市社会福祉協議会 生活支援課 主査	おの まゆみ 小野 真弓	総合
市民代表	1名	いわき市ボランティア連絡協議会	わたなべ しげ 渡辺 成子	総合
合計	20名			

いわき市地域自立支援協議会の概要

1 法令根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 89 条の 3 第 1 項（努力義務）

2 目的（障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項）

関係機関が相互の連携を図ることで、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことで、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的とする。

3 設置要綱

いわき市地域生活支援事業実施要綱及びいわき市地域自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）

【設置趣旨】

障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として活用するもの。

4 構成

(1) 全体会議（設置要綱関係条による）

- ・ 学識経験者、団体、施設等、関係機関、市民代表の最大 20 名で構成。（任期 3 年）
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(2) 運営会議（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 障がい福祉課、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター、地域生活支援コーディネーター及び専門部会長で構成。
- ・ 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

(3) 専門部会（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 専門部会には部会長・副部会長を置く。
- ・ 専門部会の事務局は、障がい福祉課が担当する。

(4) 地域会議（設置要綱第 7 条第 2 項により任意設置）

- ・ 地域会議の事務局は、障がい者相談支援センターが担当する。

5 主な機能

(1) 一般的な機能（自立支援協議会の運営マニュアルより抜粋）

- ア 情報機能

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信。

イ 調整機能

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築。
- ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議・調整。

ウ 開発機能

- ・ 地域の社会資源の開発、改善。

エ 教育機能

- ・ 構成員の資質向上の場として活用。

オ 権利擁護機能

- ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する。

カ 評価機能

- ・ 中立、公平性を確保する観点から、委託相談支援事業所の運営評価等。

キ 施策提案等機能

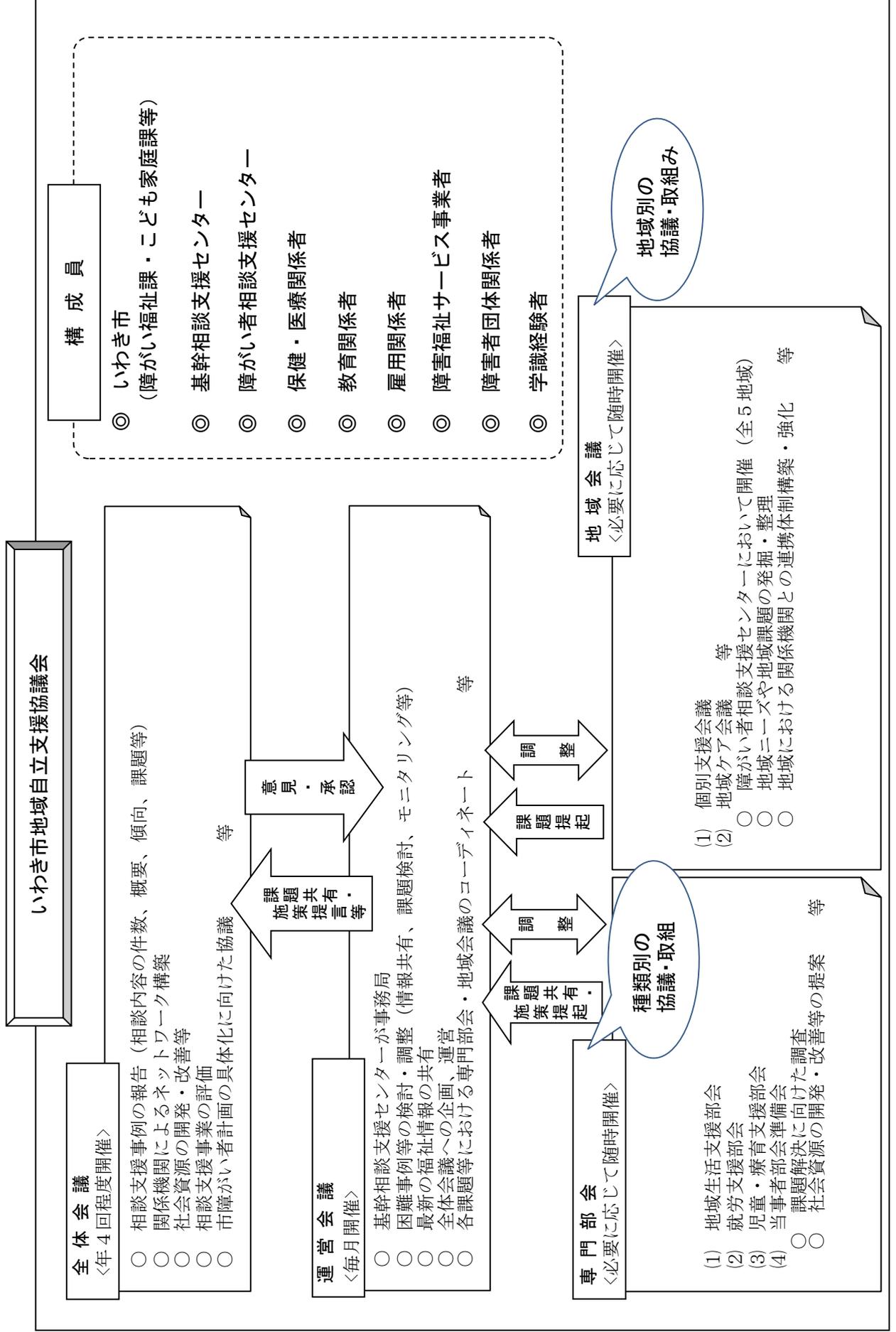
- ・ 課題別に必要に応じ設置される専門部会等で各課題やその対応策について調査、協議を重ね、運営会議を通し、全体会において課題や対応策を確認し、市への施策提案等に繋げる。

(2) 重要施策の協議や確認等を行う機能

ア 市障がい者計画等の進捗状況の把握や必要に応じた助言

イ 障害者差別解消支援地域協議会としての対応 等

令和4年度いわき市地域自立支援協議会の体系について



いわき市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、いわき市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日実施）第16条の規定により設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 困難事例等の検討・調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、20名以内の構成員をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 構成員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を各1名置き、構成員の互選により定める。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、その議長となる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

- 2 会長が、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議等)

第7条 協議会には、その円滑な運営を図るため、必要に応じ、運営会議及び部会等を設けることができる。

- 2 前項の規定に基づいて設置した運営会議及び部会等の組織、運営等については、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(個人情報)

第9条 協議会において知り得た個人情報については、その取り扱いを十分留意しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

区 分	団 体 等 名
学識経験者	大学等
	(内科医又は整形外科医)
	(精神科医)
障害者団体等	いわき市盲人福祉協会
	いわき市手をつなぐ育成会
	いわき地区自閉症児・者親の会
	いわき市身体障害者福祉協会
	いわき聴力障害者会
	いわき市腎臓病患者友の会
障害者福祉施設等	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
	社会福祉法人いわき福音協会
	社会福祉法人育成会
	社会福祉法人誠心会
	社会福祉法人希望の杜福祉会
障害者関係機関等	福島県立いわき支援学校
	福島県立平支援学校
	いわき公共職業安定所
	いわき市障害者就業・生活支援センター
	いわき市社会福祉協議会
市民代表等	いわき市ボランティア連絡協議会等

令和3年度 いわき市地域自立支援協議会における協議事項

	開催日時 開催方法	報告事項	協議事項等
第1回	令和3年6月 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度におけるいわき市地域自立支援協議会の組織について（委員名簿、概要、下部組織体制等の説明） ・いわき市地域自立支援協議会からの提言に係るワーキンググループの最終報告 ・令和3年度いわき市相談支援等事業について ・令和3年度いわき市地域生活支援体制強化事業について 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度におけるいわき市地域自立支援協議会の取組みについて（案）
中間報告	令和3年10月 (書面報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・いわき市地域自立支援協議会専門部会等の活動状況について (意見書にて委員からの意見を確認) 	
第2回	令和3年12月 (対面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・いわき市障がい者計画等の実施状況について ・障害者差別解消法に係る対応状況について ・新型コロナウイルス感染症への対応状況について 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止に向けた取組みについて ・災害公営住宅の活用について ・障がい分野への介護保険事業者の参入促進について
中止	令和4年3月 (中止)		

新型コロナウイルス感染症の影響にて、各専門部会の活動縮小を余儀なくされ、課題共有や施策提起が思うようにできず運営会議も令和3年度は4回の開催のみであった。そのため、全体会議開催への影響が大きく、書面開催や中止が目立つ年度となった。

災害公営住宅の福祉的活用について

令和3年度第2回いわき市地域自立支援協議会全体会議において委員から質問のあった、災害公営住宅の福祉的活用に係る事項について、関係部署（住宅営繕課）へ、現行の取扱い及び今後の見通し等について確認を行ったもの。

1 災害公営住宅の入居対象者の要件について

質問	<u>現行の要件はどうか。</u> (被災者以外でも入居できるかも含めて回答)
回答	<p>災害公営住宅の入居者募集においては、①東日本大震災により住宅が滅失した方、または、②東日本大震災復興事業（区画整理等）により住宅を解体及び移転する方が、「震災被災者」として申込みことができます。なお、①に該当する方と②に該当する方の申込みが重複した場合は、①に該当する方が優先となります。</p> <p>また、令和3年4月から、<u>市内全ての災害公営住宅において、入居対象者を、東日本大震災の被災者以外の一般市営住宅入居資格者まで拡大し入居者募集を行っております。</u>（「震災被災者」（上記①・②該当者）については、入居対象者の拡大により申込みが可能となった一般入居資格者より優先して選考されます）。</p>

2 今後の見通しについて

質問	<u>障がい者を優先的に入居させる住宅を確保するなど、災害公営住宅を福祉的住宅として活用する予定はあるか。</u> （予定がある場合、その具体的な内容及び時期等についても回答願います）。
回答	<p>災害公営住宅を福祉的住宅として活用する予定はありませんが、本市の市営住宅においては、公営住宅法及び国からの通知に基づき障がい者世帯の優先募集を実施しております。</p> <p>現行の障がい者世帯の優先募集は、常時車いすを使用する障がい者がいる世帯について実施してきましたが、<u>令和4年度から、優先入居の対象とする障がい者世帯を、軽度の身体障がい者を除く全ての障がい者がいる世帯まで拡大し優先募集を実施する予定です</u>（一般市営住宅・災害公営住宅の区分を問わず募集住戸を選定する予定ですが、募集の際は、車いす対応住戸ではない旨をパンフレット等に記載する予定です）。</p> <p>対象となる障がい者：身体1～4級、精神1～3級、療育A又はB判定に該当する者</p>

令和3年度専門部会等の評価と課題

部会等名	運営会議	
部会等の目的		全体的な評価
<p>障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、地域自立支援協議会の調整機能を果たす。</p>		<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域自立支援協議会のすべての階層で活動縮小を余儀なくされたことに伴い、運営会議の開催も4回（5月、7月、10月、12月）にとどまった。</p> <p>定期的に各部会及び地域会議担当者と情報を共有するなど、会議開催以外の方法で調整機能を果たすよう努めた。</p>
令和3年度の協議課題等		評価・令和4年度への課題
<p>(1) 地域課題の整理 (2) 課題を検討する場の設定 (3) 全体会への課題提起・報告・提言</p>		<p>(1)～(3)共通</p> <p>前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、活動縮小が余儀なくされた。</p> <p>今後の新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、地域自立支援協議会全体の円滑な運営に向け、調整機能を果たしていく。</p>

令和3年度専門部会等の評価と課題

部会等名	地域生活支援部会	
部会等の目的	全体的な評価	
<p>障がい者等が望む暮らしが当たり前 にできる地域づくりを進める。</p>	<p>12月までは概ね当初の計画のとおり に活動できたが、1月以降は、 新型コロナウイルス感染症の感染 拡大の影響により活動の縮小を 余儀なくされた。 開催回数は6回（6月、8月、 10月、11月、12月、3月）</p>	
令和3年度の協議課題等	評価・令和4年度への課題	
<p>1 事業者における人材確保・育成 に向けた取組の支援</p> <p>(1) 社会福祉法人役員向けセミナー の開催</p> <p>(2) ハローワーク等の労働政策部門 と連携した支援策の検討</p> <p>(3) 福祉人材確保において活用可能 な市の施策の情報提供</p> <p>(4) 情報誌「igoku」で障がい分野の 取組みを紹介</p> <p>(5) 相談支援専門員及びサービス管 理責任者を対象としたフォローア ップ研修の開催</p> <p>2 計画相談体制の強化に向けた取組</p> <p>(1) 相談支援事業所に対する助言等 の実施</p> <p>(2) 相談支援事業所の黒字化に向け たシミュレーションの実施</p>	<p>(1) 11/29開催、10名が参加。就職WEBサイ トを活用した人材確保の取組み等につ いて説明した。参加者より継続の要望があ ったことから、令和4年度も開催予定。</p> <p>(2) ハローワークの現状を確認したが、具 体的な取組みには至らなかった。他機関 との連携を含め、検討を継続する。</p> <p>(3) UIJターン支援事業など、4事業を市内 の法人へ情報提供した。今後も新たな情 報があればその都度情報を提供する。</p> <p>(4) 3月までに取材終了。今後も様々な媒 体を用いて情報を発信していく。</p> <p>(5) 2/18オンラインで開催、60名が参加。 個別支援計画とサービス等利用計画の連 動等について説明した。今後も人材育成 やサービスの質の向上を図るための研修 を継続する。</p> <p>(1) 対応困難な事案が生じた際に、助言等 を行った。今後も継続していく。</p> <p>(2) 報酬改定を踏まえたシミュレーション を実施するとともに、加算取得要件を整 理し、相談支援ネットワーク定例会にお いて情報提供した。今後は新規参入促進 等の際に情報を活用していく。</p>	

令和3年度の協議課題等	評価・令和4年度への課題
<p>(3) 相談支援事業における地域生活支援拠点に関する要件の見直し</p> <p>(4) ケアマネ事業所に対する障がい分野への参入促進</p> <p>(5) 事業所の活動圏域で利用者を調整することによる業務の効率化の検討</p> <p>(6) 施設入所者等のセルフプランへの移行による在宅者の計画相談支援の利用増の検討</p>	<p>(3) 要件を緩和し、令和4年度より適用する</p> <p>(4) 3地区のケアマネ交流会へ参加し、参入について説明した。今後も積極的に参入を促していく。</p> <p>(5) 相談支援ネットワーク定例会で検討するも、対応困難と判断。今後も業務効率化に向けた検討を継続する。</p> <p>(6) 相談支援ネットワーク定例会で検討するも、対応困難と判断。今後も限られた資源の活用の有り方について検討を継続する。</p>
<p>3 その他の取組</p> <p>(1) 短期入所の稼働率向上等に係る検討</p> <p>(2) 個別支援計画とサービス等利用計画の連動に係る周知</p>	<p>(1) 障がい福祉課事業係へ働きかけ、短期入所事業所連絡会における検討が開始された。必要に応じ、連絡会と連携して取組みを進めていく。</p> <p>(2) 障がい福祉課事業係へ働きかけ、各事業所に対し通知が発出された。今後も障がい福祉課と連携して取組みを進めていく。</p>

令和3年度専門部会等の評価と課題

部会等名	就労支援部会	
部会等の目的	全体的な評価	
<p>障がい者が自立した生活を送るための障がい者の賃金・工賃の向上及び一般就労の推進を図る。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、調整に遅れが生じ、実施できていないものも多い。</p> <p>令和3年度には現状把握のためのアンケート等を基に令和4年度において具体的な取り組みを進めていく。</p>	
令和3年度の協議課題等	評価・令和4年度への課題	
<p>(1) 賃金・工賃の向上の取組みの支援</p> <p>①情報誌「igoku」への授産品の掲載</p> <p>②事業所の現状と課題の把握</p> <p>(2) 障がい者の一般就労に向けた支援体制の構築</p> <p>① 就労アセスメント実施に向けた事業所の認識・方向性の共有</p> <p>② 集団面接会等の実施</p> <p>(3) 部会の体制等の見直し</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から取材等を行えていない。令和4年度に改めて取材等を実施し、授産品の周知を図っていく。</p> <p>②各事業所が抱えている課題や賃金・工賃向上のための取組み等を把握するためにアンケートを実施した。令和4年度はアンケートをもとに就労支援部会で事業所の賃金・工賃の向上に有効な取組みを検討し、実施していく。</p> <p>①コロナの感染拡大等により取組みを実施することができなかった。</p> <p>その代わり、一般就労のための訓練開始から就労定着を目標とする時期までの各時点の問題・課題等について部会内で協議。令和4年度に事業所と情報共有していく。</p> <p>②集団面接会は実施できたものの、企業が求める人材像等のアンケートはタイミングを選んで実施することになり、令和3年度は実施できていない。</p> <p>令和4年度においても、「賃金・工賃向上のための取組み」「一般就労の更なる推進」を実施するため、課題毎に部会メンバーを選定</p>	

令和3年度専門部会等の評価と課題

部会等名	児童・療育支援部会	
部会等の目的	全体的な評価	
<p>障がい児やその保護者が自立した生活を営める地域共生社会の実現を目指す。</p>	<p>当初は年度3回の開催を予定していた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴うまん延防止等重点措置の適用等の影響により年度1回のみ開催となってしまった。</p> <p>上記に加え、協議課題の決定に時間を要したことで、協議に遅れが生じている状況である。</p>	
令和3年度の協議課題等	評価・令和4年度への課題	
<p>(1) 部会の体制及び協議課題等の見直し</p> <p>① 他部署の業務及び役割の確認</p> <p>② 部会の体制の検討</p> <p>(2) 医療的ケア児支援法公布に係る対応</p> <p>① 医療的ケア児コーディネーター配置の検討</p> <p>② 他部署における対応の確認</p>	<p>① 他部署の業務役割の確認及び医療的ケア児支援法の公布を踏まえ、当面は医療的ケア児について協議することとした。</p> <p>また、指定障害児通所支援事業所による支援力の向上等を目的に対事業所を念頭に検討することとした。</p> <p>あわせて、障害児通所支援事業所連絡協議会を開催することとした。</p> <p>② 当面は、障がい福祉課、子育てサポートセンター、児童発達支援センター、基幹相談支援センター及び北部障がい者相談支援センターで協議し、必要に応じて、他の機関を構成員に加える。</p> <p>① 医療的ケア児（市内50名程度）の現況をアンケート等の方法により確認するとともに、事業委託しているエデンの家や福島整肢療護園とも情報共有を図り、医療的ケア児コーディネーター配置の検討を図る。</p> <p>② 昨年度確認した際には、対応未実施。引き続き調査等を行う。</p>	

令和3年度専門部会等の評価と課題

部会等名	当事者部会準備会
<p style="text-align: center;">部会等の目的</p>	<p style="text-align: center;">全体的な評価</p>
<p>当事者の声を聞くための仕組み及び手法等について検討する。</p>	<p>令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により活動の縮小を余儀なくされたが、令和元年度から継続して開催することで、一定の成果を得ることができた。</p> <p>令和3年度の開催回数は4回（10月、11月、12月、1月）</p>
<p style="text-align: center;">令和3年度の協議課題等</p>	<p style="text-align: center;">評価・令和4年度への課題</p>
<p>より多くの当事者の声を聞くための具体的な仕組み等の検討</p> <p>(1) 部会化した際の役割、機能等の確認</p> <p>(2) 部会設置へ向けた検討</p>	<p>当事者間で話し合う場を設け、3年間活動した実績から、部会として設置した際に期待できる役割や機能等を確認した。</p> <p>また、初回(10月)開催時には、昨年度末に策定した第5次市障がい者計画等の概要を説明。市の取り組みに対する意見等を確認した。</p> <p>【部会化で期待できる役割・機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉施策への参画 ② 地域課題の解決へ向けた協議 ③ ピアサポート機能 <p>【課題】</p> <p>課題の整理や協議、解決策の検討等に相当の回数を重ねる必要がある等。</p> <p>部会設置にあたっては、これまでの活動の成果を踏まえ、部会員の選定方法や運営方法、課題への対応など、より具体的な検討を進める必要がある。</p>

令和3年度専門部会等の評価と課題

部会等名	地域会議(北部地域)	
部会等の目的	全体的な評価	
<p>①障がいに関する啓発（障がい特性・制度理解の促進）</p> <p>②情報収集の場（地域で埋もれているケースの察知、早期発見、地域性の認知）</p> <p>③専門機関ではなくその地域で考える場</p> <p>④ネットワークの構築（顔の見える関係）</p> <p>⑤地域での相談できる場・居場所づくり</p>	<p>民協定例会や地域ケア会議、個別支援会議に参加することで、障がいに関する啓発や、情報収集、顔の見える関係作りができたが一部の地域に限定されているので、今後も継続して実施していく必要がある。</p> <p>また、地域での相談できる場・居場所づくりとして企画した「なんでも相談会&おしゃべりサロン」では、ひきこもり当事者や家族の思いやニーズを聞くことで課題を認識することができた。</p>	
令和3年度の協議課題等	評価・令和4年度への課題	
<p>○地域会議や地域の集まりにて、その地域で暮らす障がい者にも参加してもらい、互いに「知り合う」機会をつくる。</p> <p>○地域の集まりに参加し、障がい者相談支援センターの広報活動を行う。</p>	<p>○地域ケア会議で実施した地域課題等のマップ作りに参加し、地域で埋もれているケースの察知や課題の早期発見、地域性の認知を行うことができたが、地域で暮らす障がい者が参加したり、当事者と地域住民とが互いに知り合う機会を作ったりすることができなかつたため、次年度は実施していく。</p> <p>また、「なんでも相談会&おしゃべりサロン」で確認できた課題を解決するための手立てを検討していく。</p> <p>○民協定例会や個別支援会議、地域ケア会議に参加し、いわき障がい者相談支援センターのパンフレットを配布し、活動内容の紹介や障がいに関する啓発を行うことで障がい者相談支援センターの役割を知ってもらうことはできたが、一部の地域で限定されているため、次年度はそれ以外の地域でも実施していく。</p>	

令和3年度地域会議の評価と課題

地域会議名	南部地域おしゃべり会、個別支援会議	
地域会議の目的	全体的な評価	
<p>地域の中で、障がい児者が自立した生活を続けるためには、地域単位で障がい児者を支える仕組みが整い、地域の中で問題が起きても、それを地域で解決できるような「地域力」をつけることが求められる。障がい児者世帯などが、孤独感や不安感を感じることなく生活するために地域に暮らす様々な人々が抱える生活課題・ニーズ・社会資源の実態を把握し、地域や関係機関等で共有し、地域の課題についてともに考えることが必要である。</p> <p>地域における互助・共助の強化に向け、ネットワークの構築を図るとともに、地域住民や事業者等との交流を促し地域課題の抽出およびその解決策の検討を行うため地域会議を開催する。</p> <p>(1) 地域の中で、孤独感や不安感なく、生活できるよう、地域に暮らす様々な人々が交流できる場とする。</p> <p>(2) 地域生活で抱える生活課題やニーズ、地域の情報等を共有し、地域で起こっている「困った」について考える。</p> <p>(3) 生活課題・ニーズ・社会資源の実態の把握をする。</p> <p>(4) 支援が行き届いていない方や制度の狭間にいる方の把握をし必要な関わりを行う。</p> <p>(5) 地域の課題を捉え協議検討し、いわき市地域自立支援協議会運営会議は提出することで具体的な方策を検討してもらい、障がい児者を地域で支えるための地域づくり、社会資源の整備等を進める。</p>	<p>おしゃべり会は、開催地域に関わらず、すべての回に参加してくれた方もいる。人との交流を求める方やサービスに繋がっていない方にとっての居場所としては良い場であったとの声があった。</p> <p>また、おしゃべり会を通し、ピアサロン開催の声等もあり、具体的な動きにつながった等の成果があった。しかし、フリートークの中で地域課題の抽出には至らなかったため、内容について検討する必要がある。</p> <p>個別支援会議はその都度、必要に応じ開催し、課題について協議した。まだまだ民生委員や地域住民等を巻き込んだ形には至っていないため、民生委員等との関わりを持てると良い。</p>	

令和3年度いわき市地域自立支援協議会の取り組み等について

令和3年度の協議課題等	評価・令和4年度への課題
<p>【おしゃべり会の実施状況】</p> <p>① 常磐・遠野地域（R3.7.7開催） Uand舎カフェにて開催し、当事者7名、支援者、地区保健福祉センター、地域包括支援センターの参加があり、計14名が参加した。</p> <p>② 小名浜地域（R3.8.27開催） 小名浜公民館にて開催し、当事者とその家族9名、事業所、支援者、地区保健福祉センター、地域包括支援センターの参加があり、計23名が参加した。</p> <p>③ 勿来・田人地域（R3.12.1開催） 勿来支所にて開催し、当事者9名、民生委員、地区保健福祉センター、地域包括支援センター、計画相談事業所等の参加があり、計22名の参加があった。</p> <p>④ 常磐・遠野地域（R3.12.24開催） 常磐支所にて開催し、当事者13名、事業所、地区保健福祉センターの参加があり計20名の参加があった。</p>	<p>【おしゃべり会の評価】</p> <p>① 視覚障害を持つ男性から災害時の不安や住んでいる地域に点字ブロックや視覚障害者用の音声信号がないことへの不安の声があった。地域課題として取り上げ、地区保健福祉センターと課題を共有した。</p> <p>② グループに分かれ、フリートークを行った。居場所を求めている方やその家族の参加があった。共通の趣味を語り合う場があると良いことや居場所として継続してほしいとの声があったため、ニーズ把握をすすめられると良い。</p> <p>③ 地域課題の抽出につながるよう、テーマを決め、フリートークを行った。おしゃべり会の開催後、ピアサロンの要望の声があった。2月、3月で開催予定であったが、コロナウイルスの感染拡大により、延期となってしまったので、来年度から開催をしていけると良い。</p> <p>④ 当事者より話したい話題を出していただき、テーマを決めてフリートークを行った。参加者は趣味や仕事、コロナ禍での過ごし方について話していた。仕事については、内部障がいを持つ方の働き方（短時間勤務等）の話題が出ていたが、限られた時間の中で掘り下げることが難しかったため、テーマ別で協議できる場があると良い。</p> <p>【令和4年度の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の抽出を全面に出すのではなく、話の中から地域課題を見いだせるよう、当事者の方々が話しやすい雰囲気作りを行うこと。 ・参加者の対象を会ごとに定めて（障がい種別、家族、8050世帯等）開催できると良いのではないか。そのため、広報の仕方等も課題となってくる。

令和3年度いわき市地域自立支援協議会の取り組み等について

令和3年度の協議課題等	評価・令和4年度への課題
<p>【個別支援会議の実施内容】</p> <p>1. 小名浜地域</p> <p>○近隣住民とトラブルのある单身生活をしている知的障がいのある方への支援について 区長、民生員、計画相談事業所、地区保健福祉センター長が参加し、協議した。</p> <p>○8050世帯の支援について（母が精神障害、子は診断はないが、支援が必要なケース） 地域包括支援センター、精神科病院PSW, キーパーソンとなる得るご家族、障がい者相談支援センターで協議した。</p> <p>2. 勿来・田人地域</p> <p>○高齢の母と障がいを抱えるこどもたち・高齢の妹の在宅について 区長、民生委員、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターで協議した。</p>	<p>【令和4年度の評価・課題】</p> <p>各地域にてその都度、個別支援会議を実施した。地域包括支援センター、関係機関、家族、民生委員の参集があった。個別支援会議の開催や進め方については、地域包括支援センターと今後も連携し行っていく。</p>

令和4年度いわき市障害者相談支援等事業について

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業及び第77条の2に規定する基幹相談支援センター事業に係る業務を行う。

- (1) 障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護など必要な支援を行う。
- (2) 障害福祉サービス事業者等からの障がいに関する総合相談・専門相談及び相談支援体制強化の取り組みなど地域における相談支援の中核的な業務を行う。

2 設置場所及び担当地域

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

設置場所	担当地域
平字梅本 21 (いわき市役所本庁舎 1階)	北部地域（平・四倉・久之浜大久・小川・川前各地区保健福祉センター管轄圏域）
小名浜花畑町 34-2 (小名浜支所北分庁舎内)	小名浜地域（小名浜地区保健福祉センター管轄圏域）
錦町大島 1 (勿来支所内)	勿来・田人地域（勿来・田人地区保健福祉センター管轄圏域）
常磐湯本町吹谷 76-1 (常磐支所内)	常磐・遠野地域（常磐・遠野地区保健福祉センター管轄圏域）
内郷高坂町四方木田 191 (総合保健福祉センター内)	内郷・好間・三和地域（内郷・好間・三和地区保健福祉センター管轄圏域）

(2) 基幹相談支援センター事業

設置場所	担当地域
平字梅本 21 (いわき市役所本庁舎 2階)	市内一円

3 事業内容

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

ア 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する情報提供や支援等を行う。

イ 社会資源を活用するための支援

福祉サービス以外の各種支援施策の活用に関する情報提供や支援等を行う。

ウ 社会生活を高めるための支援

生活する上で必要な人間関係、健康管理、金銭管理等に関する助言や支援等を行う。

エ 権利擁護・虐待防止のために必要な援助

(ア) 成年後見制度の利用に関する情報提供や支援等を行う。

(イ) 差別解消に関する相談を受け付け、市と協力して対応する。

(ウ) 虐待に関する相談を受け付け、市と協力して対応する。

オ 専門機関の紹介

他の専門機関の紹介や引継ぎ等を行い、必要に応じて連携して支援する。

カ 社会資源の改善・開発に向けた調整

(ア) いわき市地域自立支援協議会（地域会議）を運営し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

(イ) 必要に応じ、いわき市地域自立支援協議会（全体会、運営会議及び専門部会等）及び事業者連絡会に参加する。

キ その他

(ア) 災害時に安否確認等が必要となる者の把握に努める。

(イ) 障がい者相談支援センターの周知を行う。

(ウ) 地域における障がいに対する理解の啓発に取り組む。

(2) 基幹相談支援センター事業

ア 障がいの種別にかかわらず、また各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援

障がいの種別にかかわらず、障がい者等からの相談を受け付け、主訴やニーズを整理した上で情報提供や支援等を行う。

イ 相談支援事業者に対する指導、助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化の取組

(ア) サービス等利用計画等の適正化に関する評価、助言及び支援等を行う。

(イ) 相談支援ネットワークの運営を支援し、研修会や事例検討会等の資質向上に向けた取り組みを行う。

ウ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組

地域の実情を把握し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

エ 権利擁護・虐待防止の取組

(ア) 地域の実情を把握し、課題の抽出やその解決策の検討を行う。

(イ) 事業者に対する助言等を行う。

オ いわき市地域自立支援協議会の運営を通じた障がい者等への支援の強化

(ア) 全体会の運営の補助を行う。

(イ) 運営会議の運営を行う。

(ウ) 必要に応じ、いわき市地域自立支援協議会（専門部会等）及び事業者連絡会に参加する。

カ その他

(ア) 市と協力し、人材確保・育成に向けた取り組みを行う。

(イ) 基幹相談支援センターの周知を行う。

4 人員配置

(1) 相談支援事業（障がい者相談支援センター）

障がい者等の相談及び援助に関して、専門的知識及び経験を有する者を常勤職員として置くものとする。

配置にあたっては、次のとおり9名を配置する。

担当地域	配置人員
北部地域（平・四倉・久之浜大久・小川・川前各地区保健福祉センター管轄圏域）	4名
小名浜地域（小名浜地区保健福祉センター管轄圏域）	2名
勿来・田人地域（勿来・田人地区保健福祉センター管轄圏域）	1名
常磐・遠野地域（常磐・遠野地区保健福祉センター管轄圏域）	1名
内郷・好間・三和地域（内郷・好間・三和地区保健福祉センター管轄圏域）	1名

(2) 基幹相談支援センター事業

障害福祉サービス事業者等からの相談等に対応できる専門的知識及び経験を有する者かつ有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等）を常勤職員として置くものとする。

配置にあたっては、3名（専門職）を配置する。

5 地区保健福祉センター、障がい者相談支援センター及び計画相談支援事業所との役割分担のイメージ

(1) 計画相談支援事業所有りの場合

区分	地区保健福祉センター	障がい者相談支援センター	計画相談支援事業所
相談	<ul style="list-style-type: none"> 複数のサービス及びインフォーマルサービスなどが必要な場合や、処遇が困難となりそうなケースと考えられる場合は相談支援センターへ相談 上記以外はサービスの支給申請へ 	<ul style="list-style-type: none"> 地区センからの相談に応じ、事業所調整等の対応補助 直接相談が入った場合は地区セン担当者へ情報提供 	—
申請受付	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援事業所の情報提供 	—	—
調査等	<ul style="list-style-type: none"> 直営または委託での認定調査 必要に応じ障害支援区分の認定 	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査については一部委託を受ける場合有り 	<ul style="list-style-type: none"> サービス等利用計画案の作成
支給決定	<ul style="list-style-type: none"> 決定通知、受給者証の発行 	—	—
担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関として参加の場合有り 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関として参加の場合有り 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関を招集
サービス利用	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用に問題がある場合 ① 計画相談支援事業所と地区センでケース会議等により対応 ② ①においても処遇困難の場合には相談支援センターも含めた対応に移行 		<ul style="list-style-type: none"> サービス等利用計画の作成
モニタリング	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じたモニタリング

(2) 計画相談支援事業所なしの場合

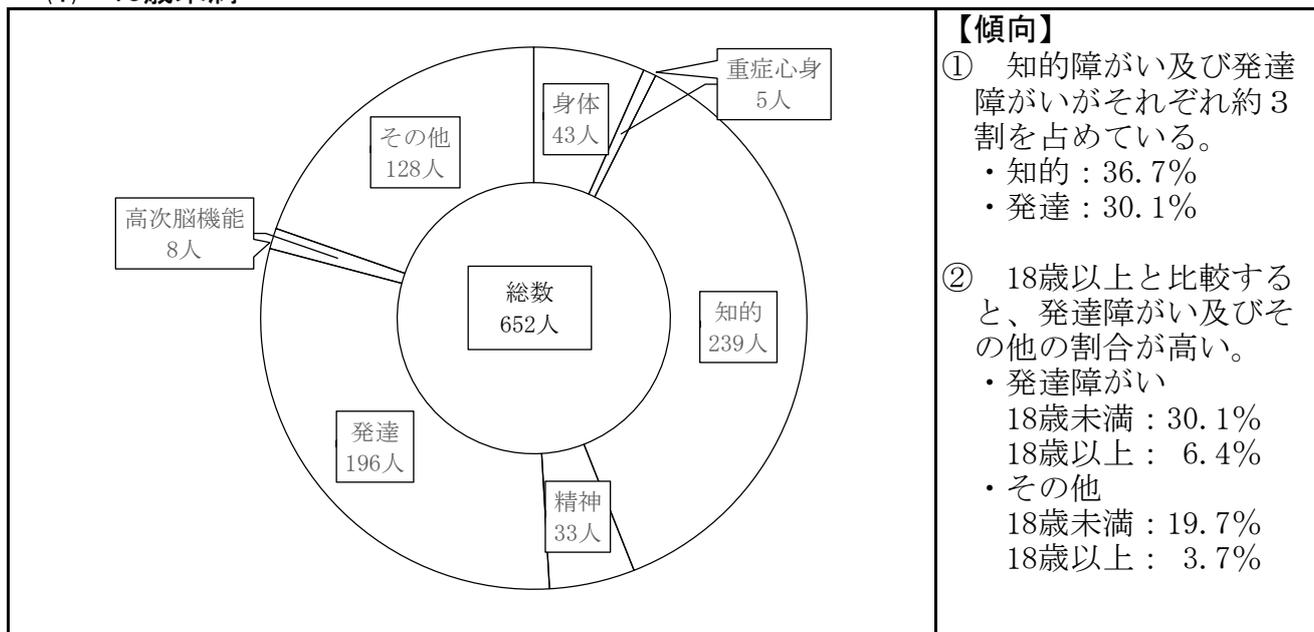
区分	地区保健福祉センター	障がい者相談支援センター
相談	<ul style="list-style-type: none"> 複数のサービス及びインフォーマルサービスなどが必要な場合や、処遇が困難となりそうなケースと考えられる場合は相談支援センターへ相談 上記以外はサービスの支給申請へ 	<ul style="list-style-type: none"> 地区センからの相談に応じ、事業所調整等の対応補助 直接相談が入った場合は地区セン担当者へ情報提供
申請受付	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援事業所の情報提供 	—
調査等	<ul style="list-style-type: none"> 直営または委託での認定調査 必要に応じ障害支援区分の認定 サービス等利用計画（セルフプラン）の作成補助 	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査については一部委託を受ける場合有り 場合により、サービス等利用計画（セルフプラン）の作成補助支援
支給決定	<ul style="list-style-type: none"> 決定通知、受給者証の発行 	—
担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、関係機関を招集 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関として参加の場合有り
サービス利用	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用に問題がある場合で、処遇困難の場合には相談支援センターも含めた対応 	
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ実施 	—

※ 相談支援センターは、専門的知識及び経験を有する者であることから、主に処遇困難ケースについて地区センや相談支援事業所と連携し、原則として主担当とはならず、側面的な支援として専門的な意見やコーディネートを行う（場合により基幹相談支援センターを含める）。

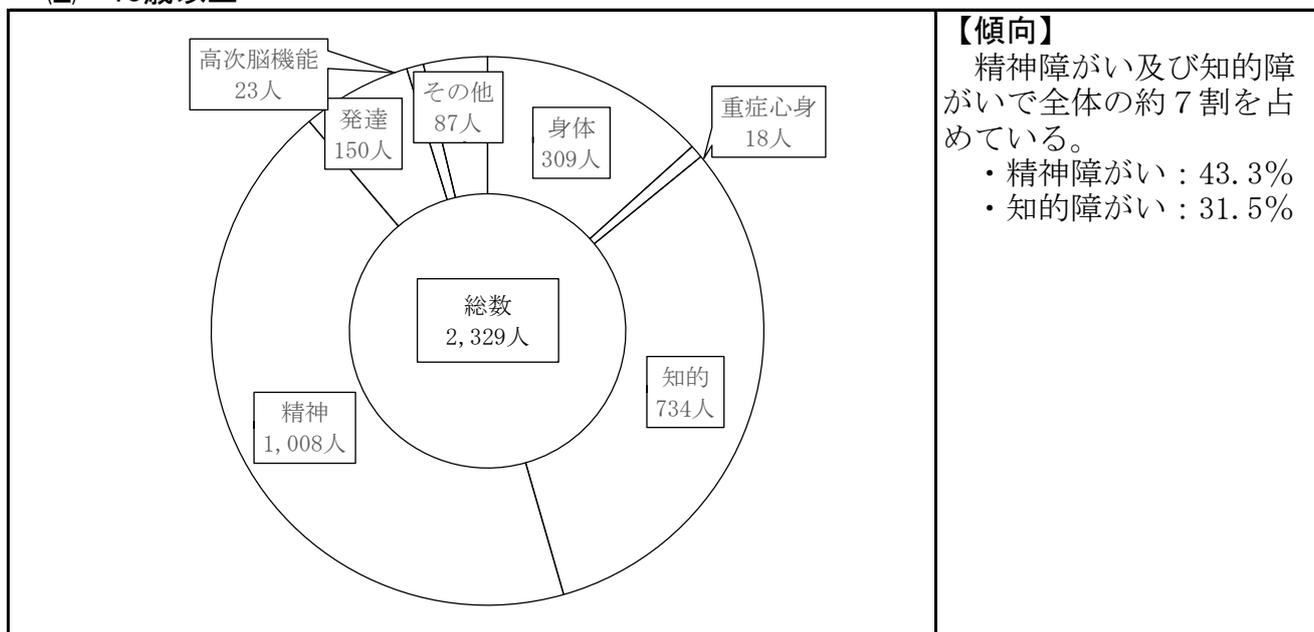
令和3年度相談支援事業（障がい者相談支援センター）実績報告

1 利用者数

(1) 18歳未満



(2) 18歳以上



2 支援方法

区分	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	986	731	601	5,853	422	260	3,610	81	12,544
割合(%)	7.9	5.8	4.8	46.6	3.4	2.1	28.8	0.6	100.0

【傾向】

電話による相談が最も多く（46.7%）、次いで関係機関との連携等（28.8%）となっている。

3 支援内容

区分	福祉サービスの利用等に関する支援	障がいや症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援
件数	5,135	2,081	2,181	2,233	1,359	1,696	1,332
割合(%)	24.8	10.1	10.5	10.8	6.6	8.2	6.4

区分	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
件数	649	1,107	889	157	1,876	20,695
割合(%)	3.1	5.3	4.3	0.8	9.1	100.0

【傾向】

福祉サービスの利用等に関する支援が最も多くなっている。(24.8%)

令和4年度いわき市地域生活支援体制強化事業について

1 目的

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者やその家族が地域で安全・安心に生活できるよう、緊急時を想定した体験の場の確保、緊急時における迅速な相談及び必要に応じた緊急的な対応が図られる体制等を強化し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。

2 令和4年度事業概要等

(1) 日中一時支援事業

事業概要	障がい児者の家庭の就労支援及び障がい児者を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的として、障がい児者の日中における活動の場を確保し、適切なサービスを提供するもの。 障がい児者が安心して過ごすことができる場所の確保を容易にするため、令和2年度より、委託可能事業所に「生活介護事業所」を追加した。
令和4年度方針	委託可能事業所（短期入所、障害児通所支援、生活介護）への働きかけを継続し、委託事業所数の増を図る。
委託事業所数	31か所（うち7か所が生活介護事業所）（P27-28参照）

(2) 緊急一時宿泊事業

事業概要	介護を行う者の疾病その他のやむを得ない事由により、緊急に居宅においてその介護を行う者がいなくなった障がい者に対し、生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所において一時的に宿泊を伴う見守り等の支援を行うもの。
令和4年度方針	生活介護事業所への働きかけを継続し、委託事業所数の増を図るとともに、生活介護以外の事業所における事業実施の可否について検討する。
委託事業所数	5か所（内県外1か所）（P29参照）

(3) 地域生活支援コーディネーター事業

事業概要	障害児者やその家族等に対して積極的な働きかけを行う専門の相談員を配置することにより、緊急時や親亡き後を見据えた支援に関する相談に応じるとともに、緊急事態が生じたときに迅速に対応できる体制の構築を図るもの。
令和4年度方針	要支援者及び事業所への働きかけを継続し、更なる支援体制の強化を図る。区域を市内全域に拡大。
配置数	1名（障がい福祉課内に配置）

3 令和3年度実績

(1) 日中一時支援事業

延べ利用件数

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
短期入所・障害児通所支援事業所	/	1,688件	1,655件
生活介護事業所（拡大分）		1,340件	1,591件
計	2,276件	3,028件	3,246件

(2) 緊急一時宿泊事業：1件

(3) 地域生活支援コーディネーター事業

①支援者数（実人数）

区分	児	者	計
身体障害		30	30
重症心身障害			
知的障害	1	302	303
精神障害		39	39
発達障害	3	1	4
高次脳機能障害		1	1
その他	1	17	18
計	5	390	395

②支援方法（延べ支援件数）

区分	訪問		同行		会議		電話		その他		計	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
身体障害		1		1		1		9		24		36
重症心身障害												
知的障害		30		6		12	3	120		294	3	462
精神障害				1		1		15		30		47
発達障害							1	1	2	2	3	3
高次脳機能障害										1		1
その他		1				1	1	11	1	14	2	27
計		32		8		15	5	156	3	365	8	576

③支援内容（延べ支援件数）

区分	プラン作成(補助)		権利擁護		理解促進		関係機関への案内		その他		計	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
身体障害		2		3		5		5		21		36
重症心身障害												
知的障害	1	50		72	1	33	1	52		258	3	465
精神障害		6		1		10		7		23		47
発達障害			1			1	2	2	1		4	3
高次脳機能障害								1				1
その他		1		3		3	1	3		14	1	24
計	1	59	1	79	1	52	4	70	1	316	8	576

備考 「児」は18歳未満、「者」は18歳以上とする。

○令和4年度地域生活支援事業所(日中一時支援事業)事業所一覧

R.4.4.1現在

番号	事業所				事業者(母体法人)			
	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	運営法人	郵便番号	住所	電話番号
1	せいざん荘	974-8261	いわき市植田町堂ノ作49-12	63-0033	社会福祉法人 愛誠会	974-8261	いわき市植田町堂ノ作49-12	63-0033
2	いわき育成園短期入所事業	974-8204	いわき市高倉町鶴巻35	62-2241	社会福祉法人 育成会	972-8312	いわき市常磐下船尾町東作51	43-4466
3	指定短期入所事業所 カナン村	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40	23-8611				
4	指定短期入所事業所 はまざく荘	970-8003	いわき市平下平窪字熊ヶ平6	23-5311				
5	指定短期入所事業所 はまなす荘	970-8002	いわき市平中平窪字二堂田2	23-8711				
6	指定短期入所事業所福島整肢療護園(肢体) (重心)シヨーステイ	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-2	25-8131	社会福祉法人 いわき福音協会	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40-44	23-8422
7	指定短期入所事業所 野の花ホーム	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40-51	24-1201				
8	エデンの家	970-8001	いわき市平上平窪字古館1-22	88-7741				
9	キッズじゃんけんぼん北茨城	319-1704	北茨城市大津町北町二丁目4-10	0293-30-2077	有限会社 介護じゃんけんぼん	974-8232	いわき市鯉町江栗馬場85-2	77-0551
10	アルケンII	971-8146	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6262	特定非営利活動法人 ゴールデンハーブ	971-8146	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6262
11	シヨーステイほっと	972-0252	いわき市遠野町上根本字白坂384-1	89-3400				
12	障害児通所支援ちやーむ	971-8166	いわき市小名浜愛宕上13-23	73-2033				
13	障害児通所支援第2ちやーむ	973-8409	いわき市内郷御台境町鶴巻45-2	84-6882	社会福祉法人 誠心会	972-0161	いわき市遠野町上遠野字堀切12-1	74-1551
14	障害児通所支援みによん	974-8261	いわき市植田町林内11-1	85-5720				
15	MIRACLE	970-8047	いわき市中央台高久二丁目25-1	85-0656	合同会社MIRACLE	970-8047	いわき市中央台高久二丁目25-1	85-0656
16	東洋学園児童部	973-8407	いわき市内郷宮町峰根65-189	38-7871	社会福祉法人 福島県福祉事業協会	963-4312	田村市船引町船引字上中田33番地の1	0240-22-2537
17	まどろみ	971-8186	いわき市泉玉露三丁目10-5	84-6929	社会福祉法人 エル・ファロ	974-8261	いわき市植田町中央三丁目7-6	62-7388

番号	事業所				事業者(母体法人)			
	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	運営法人	郵便番号	住所	電話番号
18	独立行政法人 国立病院機構いわき病院	971-8186	いわき市小名浜野田字八合88-1	88-7101	独立行政法人 国立病院機構いわき病院	971-8186	いわき市小名浜野田字八合88-1	88-7101
19	医療型障害児入所施設 水方苑	318-0003	茨城県高萩市下手綱1951-15	0293-24-6661	社会福祉法人 愛正会	318-0003	茨城県高萩市下手綱1951-15	0293-24-6661
20	光洋愛成園	979-0402	双葉郡広野町大字下北迫字東町203-1	0240-23-6306	社会福祉法人 友愛会	979-0402	双葉郡広野町大字下北迫字東町203-1	0240-23-6306
21	アルケン	971-8139	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6263	特定非営利活動法人 ゴールデンハーブ	971-8146	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6262
22	ピースフルかべや	970-8028	いわき市平上神谷字神谷分20	34-6678	特定非営利活動法人 かべや福祉作業所	970-8028	いわき市平上神谷字神谷分20	34-6678
23	福祉サービス事業所ポポロ	970-8003	いわき市平下平窪二丁目1-5	68-6564	社会福祉法人 いわき福音協会	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40-44	23-8422
24	こどもサークル湯本	972-8324	いわき市桜ヶ丘三丁目27-1 サンヒルズ湯本101号室	88-7721				
25	こどもサークル内郷	973-8408	いわき市内郷高坂町大町38-16	38-7847				
26	こどもサークル中央台	970-8043	いわき市中央台鹿島一丁目56-4	84-9303				
27	こどもサークル四倉	979-0201	いわき市四倉町字東一丁目38	85-0062				
28	自由空間	974-8261	いわき市植田町中央三丁目7-6	84-7214	社会福祉法人 エル・ファロ	974-8261	いわき市植田町中央三丁目7-6	62-7388
29	いわき希望の園(こすも)	971-8184	いわき市黒須野字早稲田217-1	75-0202				
30	いわき学園	972-8312	いわき市常磐下船尾町東作51	43-4445	社会福祉法人 育成会	972-8312	いわき市常磐下船尾町東作51	43-4466
31	いわき光成園	972-8312	いわき市常磐下船尾町東作53	43-0012				

○令和4年度地域生活支援事業(緊急一時宿泊事業)事業所一覧

令和4年4月1日 現在

番号	事業所		事業者(母体法人)		
	事業所名	住所	電話番号	運営法人	住所
1	アルケン	いわき市鹿島町御代字九反田1-1	84-6262	特定非営利活動法人ゴールデンハープ	いわき市鹿島町御代字九反田1-1
2	なないろくれよんデイルーム	いわき市平上荒川字長尾74-8 アドレスいわき中央ビル108号室	28-8802	合資会社ひよりサービス	いわき市四倉町字六丁目260
3	ぽおけらハウス	いわき市泉町下川字川向48-1	84-8901	特定非営利活動法人ちよぼら	いわき市泉町下川字川向48-1
4	のぼら	いわき市四倉町大森字民野町45	34-2895	社会福祉法人みどりのかせ	いわき市四倉町大森字民野町45
5	ににこ生活	茨城県北茨城市平潟町351-1	0293- 24-9407	合同会社ににこ北茨城	茨城県北茨城市平潟町351-1

「障がい者虐待防止・対応マニュアル」の改訂について

1 改訂の目的

当該マニュアルを策定した平成 25 年 3 月以降、平成 29 年度から障害者相談支援事業を開始するなど、障がい者の虐待対応に係る環境が変化していることから、現行の支援体制に合わせて内容を修正するとともに、高齢者の虐待対応マニュアルと様式等の共通化を図るなど、現場での使いやすさ向上等を目的として、改訂を実施したものの。

2 改訂時期

令和4年3月

3 主な改訂内容

- (1) 従前のマニュアル策定後に設置された、「権利擁護・成年後見センター」、「障がい者相談支援センター」及び「基幹相談支援センター」に関する記載を追加。
- (2) 高齢者及び児童の虐待対応マニュアルと様式・対応フロー等を共通化
- (3) 虐待判断や認識がしやすいよう、行為言動例を追加。

4 今後の予定

- (1) マニュアルの内容理解、活用促進を目的として、市職員及び事業者を対象とした研修会等を開催

「逃げ遅れゼロ・災害死ゼロ」を目指して

避難行動要支援者支援制度に係る 要支援者への新たな対応について

令和4年2月1日 保健福祉部



1. 避難行動要支援者支援制度とは？

○避難行動要支援者の名簿を作成

情報共有

要介護3～5

身障手帳1～2級

療育手帳A

精神障害手帳1級

指定難病(医療措置あり)

その他希望者等

○名簿情報を地域の関係者と共有(※同意者限定)

地区防災組織・行政区

消防団

民生・児童委員

地域包括支援センター

社会福祉協議会

警察機関

いざという時の

「円滑かつ迅速な避難支援等の実施」に繋げる

2. 現状・課題と今後の対応

現状・課題

- 情報提供の同意取得率が低い
⇒50%程度に留まる。約半数の情報が共有されていない。
- 個別避難計画の実効性が低い
⇒本人からの報告のみのため客観性や実効性が低い。

今後の対応

市が個別避難計画を作成
(災害時の危険性が高い要支援者)

3. 計画作成に向けた基本的な考え方

個別避難計画の作成に向けた基本的な考え方

危険エリアに居住する全ての要支援者が、災害時に、避難できる体制を整備する。

	区分	対応案	優先度
危険エリア に居住	自力で避難できない	全ての要支援者の個別避難計画を作成	高 ↓
	自力で避難できる	要支援者の現況の把握に努める	
危険エリア外に居住		関係者への情報提供の同意意思を確認	低

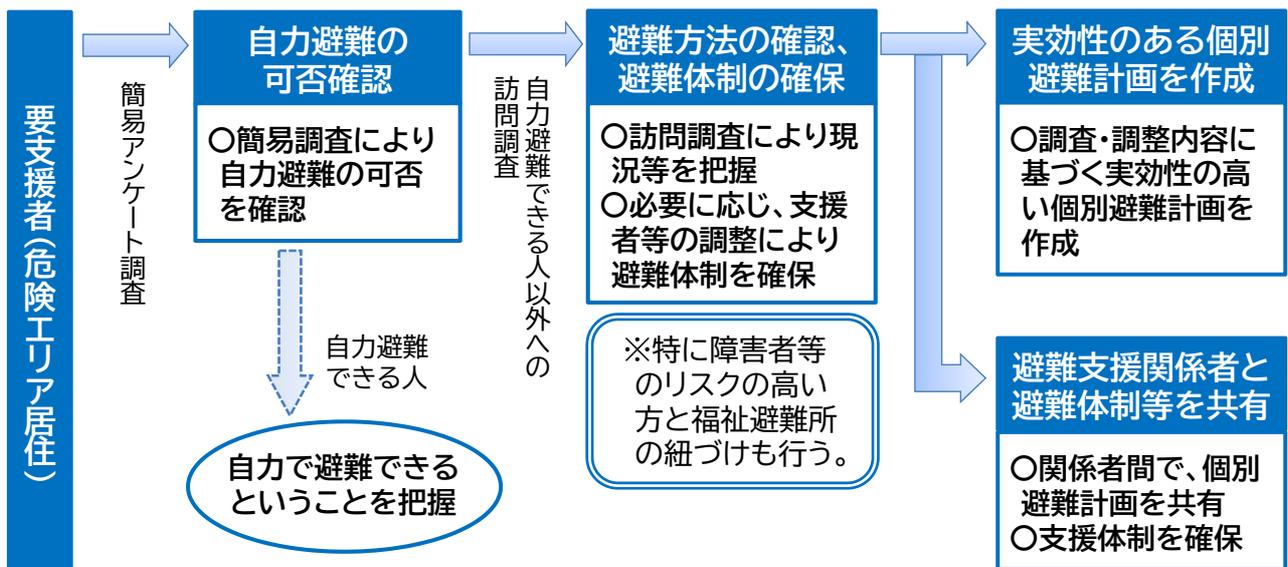
※危険エリアを河川浸水深50cm以上、または、土砂災害警戒区域と設定
※上記エリア外であっても、津波浸水想定区域は、同意意思の確認を急ぎ実施

4. 避難行動要支援者名簿登録者内訳

登録区分	避難行動 要支援者	河川洪水浸 水想定区域	うち50cm以上		土砂災害 警戒区域
1 要介護認定3～5	4,096	2,156	1,837	376	
2 身体障害者手帳1～2級	4,886	2,119	1,828	321	
3 療育手帳A	168	74	60	16	
4 精神障害者手帳1級	155	58	55	9	
5 指定難病(医療措置)	49	22	18	3	
6 その他希望者等	4,940	2,180	1,952	399	
実人数	15,104	6,609	5,750	1,124	

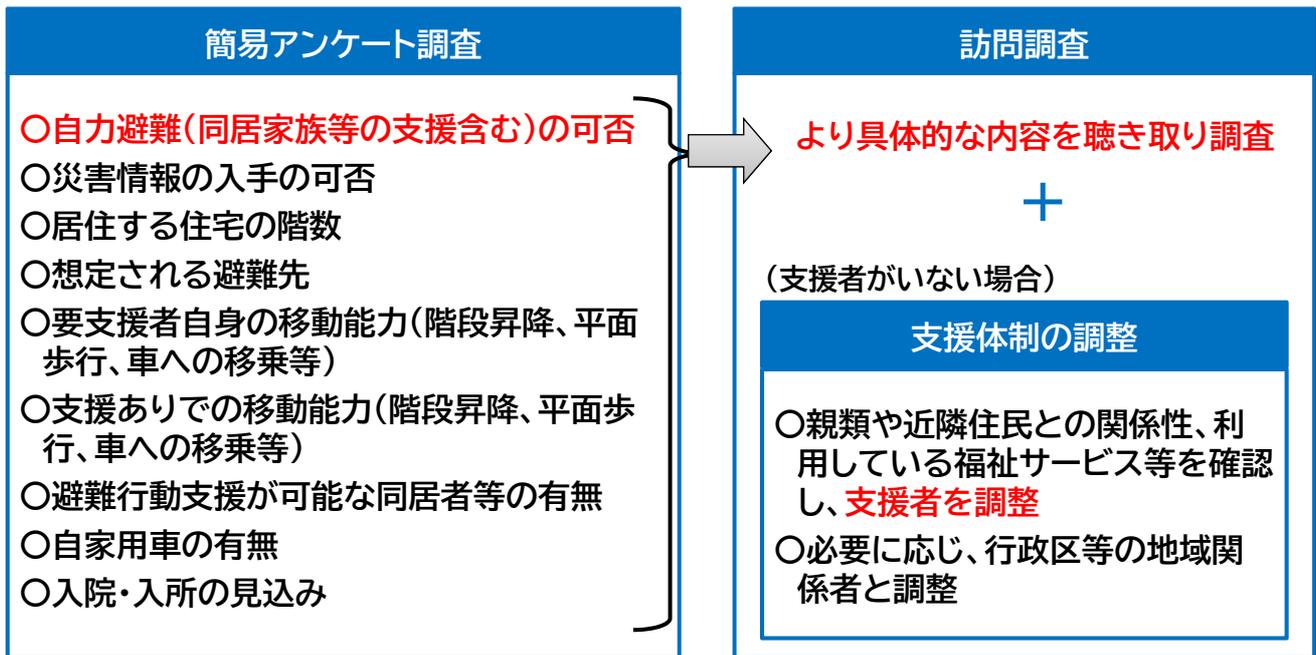
対象者:6,874人

5. 新たな個別避難計画の作成方法

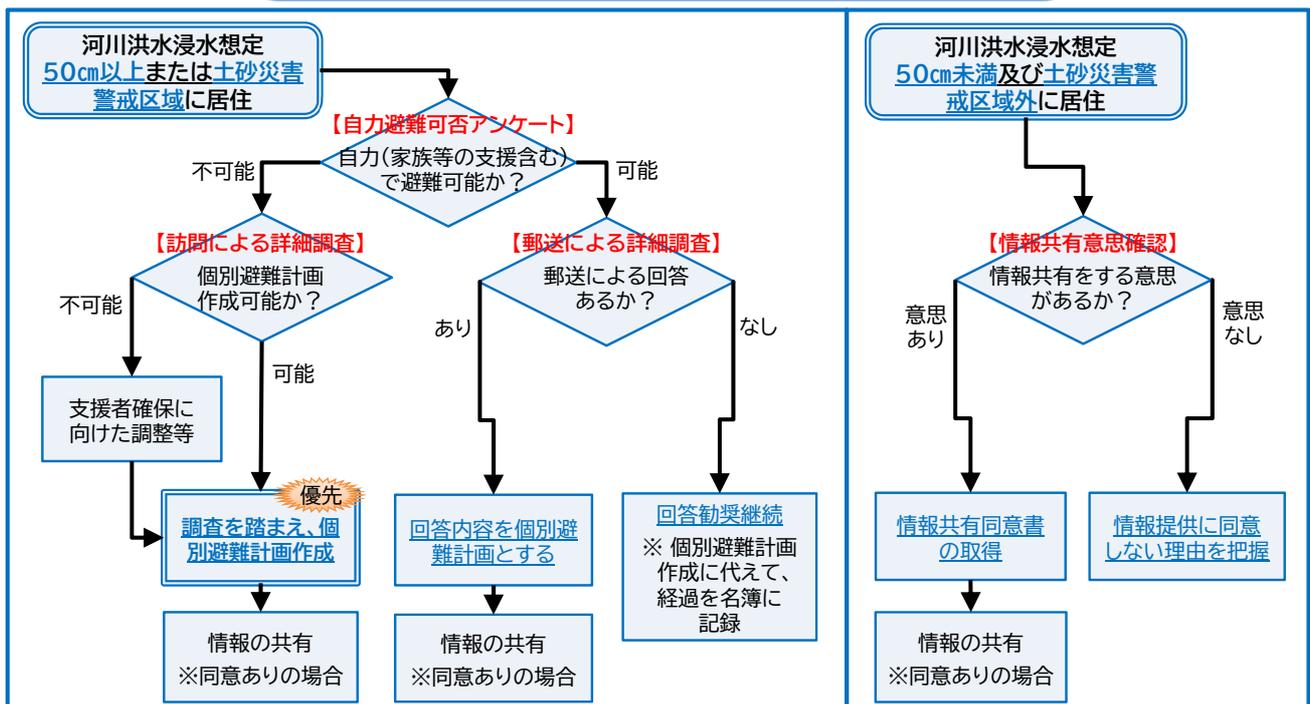


「リスクの高い地域に居住する要支援者全員の避難体制を把握」

6. 調査内容



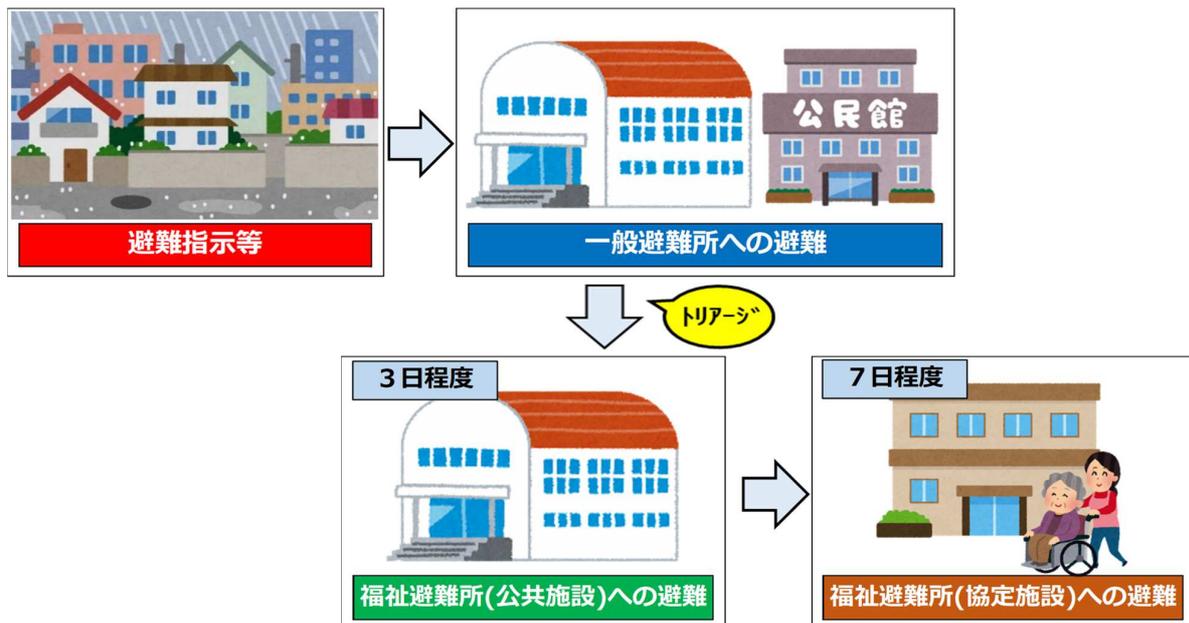
7. 個別避難計画作成等フローチャート



8. 福祉避難所受入対象調査との関係

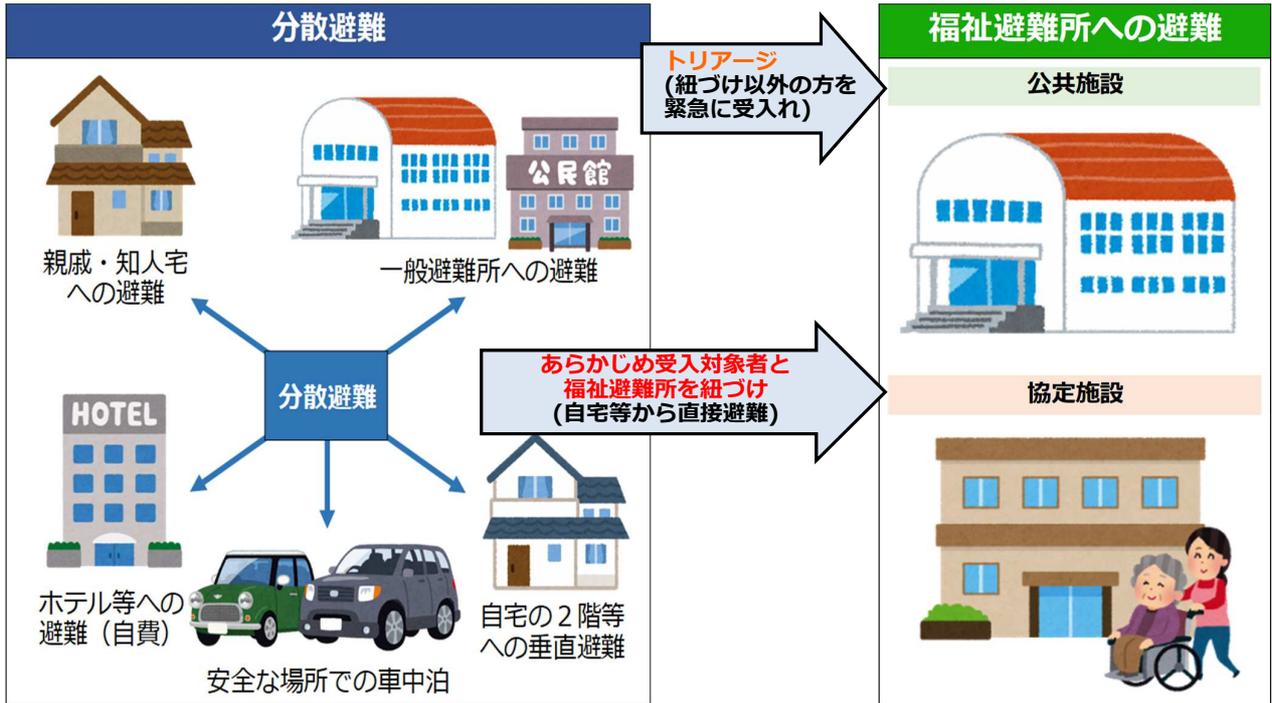
		名簿登録要件	個別避難計画	福祉避難所受入対象調査
対象者	介護・障害度合			
	要介護	3～5	3～5	4～5
	身体障がい	身体障害者手帳1～2級	身体障害者手帳1～2級	下肢・体幹機能障害1～2級
	知的障がい	療育手帳A	療育手帳A	療育手帳A
	精神障がい	精神障害者手帳1級	精神障害者手帳1級	—
	指定難病	指定難病(医療措置)	指定難病(医療措置)	—
その他	上記以外の希望者等	上記以外の希望者等	—	
居住地危険度	浸水想定深	—	50cm以上	3m以上
	土砂災害	—	警戒区域	特別警戒区域
対象者数(9月末)		15,104人	6,874人	582人
備考		—	100%の回答・調査等の実施を目指す。	特に危険性の高い方を先行して実施。

9. 現行の福祉避難所への避難の流れ



※ 自宅等から福祉避難所への直接避難を実施していない。
(一般避難所への避難後に市によるトリアージが必要)

10. 今後の福祉避難所への避難の流れ

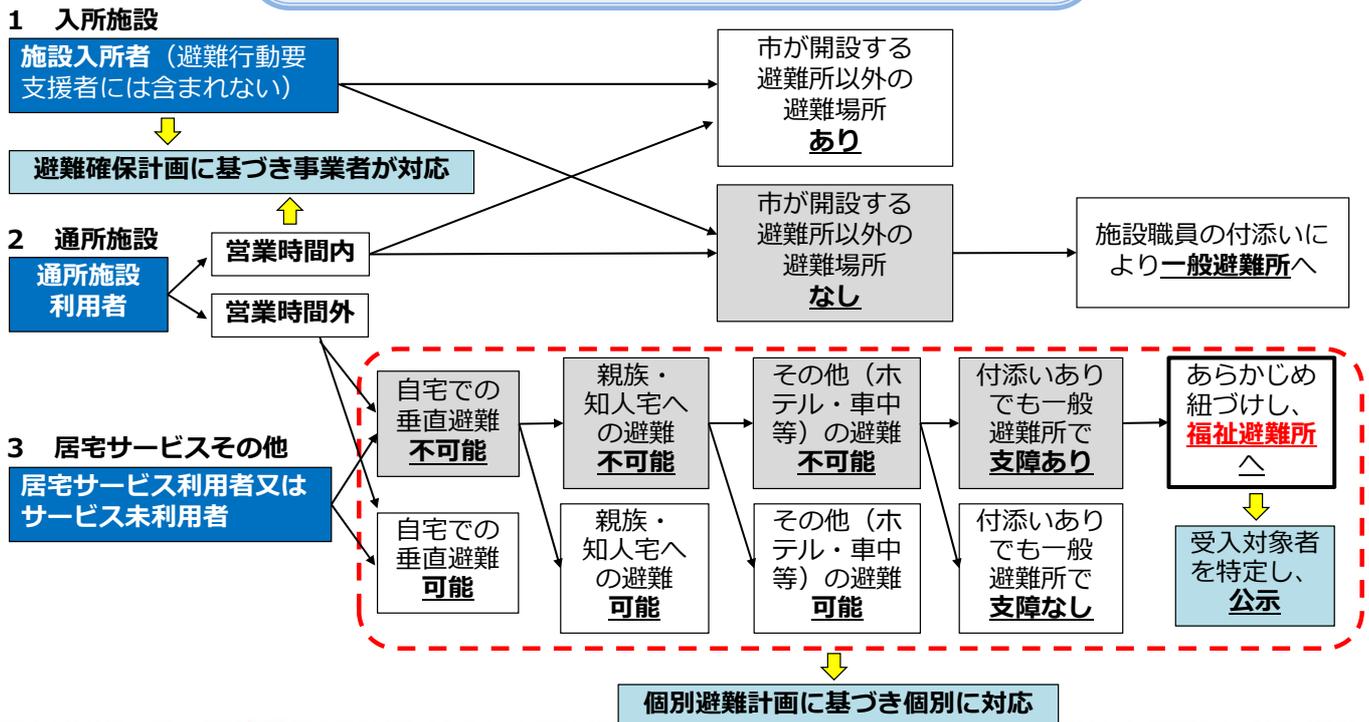


11. 福祉避難所の概要

区分	公共施設(10か所)	協定施設(64か所)
使用する施設	概ねバリアフリー化されている宿泊可能な公共施設(会議室等を利用)	民間の事業者が運営する入所施設等
個室での対応	不可	原則として不可(空床があれば可)
職員の配置	あり(市職員が運営)	なし(事業者が運営)
介護人材の配置	あり(協定に基づき社会福祉協議会より派遣)	あり(施設職員が介護を担う)
機材の準備	市が提供(協定に基づき福島県福祉機器協会より貸与可)	施設の備品を使用(不足する物があるときは市が提供)
水害時の受入可能数(概数)	85人(4か所)	140人(50か所)

- ※ 先行して、582人に対して福祉避難所受入調査を実施し、紐づけを行う。
- ※ 調査内容は、個別避難計画作成に向けた調査と同様の内容。

12. 福祉避難所受入フローチャート



13. スケジュール

令和4年2月	自力避難可否の簡易アンケート調査(6,874人)
3月	アンケートの集計、訪問調査先の抽出
3~4月	特に危険性の高い方(福祉避難所受入対象調査関係)への訪問調査
5月	福祉避難所関係公示
5月以降	訪問調査・支援者調整(福祉避難所関係を除き、危険性の高い方から順次実施)

令和4年度いわき市地域自立支援協議会の協議事項等について

区分	主な協議事項等 (予 定)
第1回	R4. 5. 26
第2回	8月下旬
第3回	11月下旬
第4回	2月中旬

※ 協議事項については、上記以外に国における制度改正に伴い見直しが必要となるものなど、個別案件について協議を行うものとする。

令和4年度いわき市地域自立支援協議会（下部組織）の構成及び目的等について

名称		地域生活支援部会	就労支援部会	児童・療育支援部会	当事者部会準備会	運営会議
部会長等	所属 氏名	地域生活支援コーディネーター 草野 美保	いわき障害者就業・生活支援センター 松本 結記	後日選定		
	所属 氏名	基幹相談支援センター 浄土 洋輔	フルクテン 秋山 大我	後日選定		
事務局	所属 氏名	障がい福祉課支援係 若林 礼佳	障がい福祉課事業係 吉田 裕史	障がい福祉課事業係 永井 修平	障がい福祉課支援係 寺島 文俊	障がい福祉課支援係 若林 礼佳
	その他の 構成機関等	協議内容に応じて 随時選定	基幹相談支援センター 就労系事業所10カ所（就 労移行、就労A型・B型） ハローワーク 障がい者相談支援センター	基幹相談支援センター、障がい 者相談支援センター、児童発達 支援センター3カ所、子育てサ ポートセンター、医療機関、福 島県いわき教育事務所、市教育 支援室	基幹相談支援センター 当事者	障がい福祉課支援係 障がい者相談支援センター 地域生活支援コーディネーター
目的		障がい者等が望む暮らしが当たり前にできる地域づくりを進める。	就労支援に関する情報の共有を図り、課題に対し改善に向けた検討を行う。	障がい児やその保護者が自立した生活を営める地域共生社会の実現を目指す。	当事者の声を聞くための仕組み及び手法等について検討する。	障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、地域自立支援協議会の事務局機能を果たす。
主な協議内容		(1) 緊急時の空室確保 (2) 人材確保・育成に向けた取組 (3) 計画相談体制の強化に向けた取組み	(1) 障がい者雇用の拡大、就労事業所から一般就労へ (2) 就労系事業所の工賃向上 3か月に1回程度開催	(1) 障害児通所支援事業所の質の平準化及び向上に向けた取組み (2) 医療的ケア児支援法に係る対応 3か月に1回程度開催	(1) より多くの当事者の声を聞くための具体的な仕組み等の検討 3か月に1回程度開催	(1) 地域課題の整理 (2) 課題を検討する場 の設定 (3) 全体会への課題提起・報告・提言 原則として毎月開催
開催予定		2か月に1回程度開催	3か月に1回程度開催	3か月に1回程度開催	3か月に1回程度開催	原則として毎月開催

障がい者相談支援センターにおける令和4年度地域会議の実施計画について

<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民や事業者等との交流を促進し、地域課題の抽出及びその解決策の検討を行う。 ○ 地域における互助・共助の強化に向け、ネットワークの構築を図る。
<p>主な内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の情報を収集し、分析を行う。 ○ 地域における「相談の場」としてだけでなく、当事者の「居場所」としても活用できる仕組みを検討する。 ○ 地域の事業者、住民、当事者が参加しやすい環境を整える。 ○ 専門機関だけではなく、地域の住民や当事者の意見も踏まえた検討を行う。 ○ 地域住民等に対し、障がいに関する啓発を行う。
<p>開催予定</p>	<p>【地域ケア会議】 ①北部、②小名浜、③勿来・田人、④常磐・遠野、⑤内郷・好間・三和の5つの障がい者相談支援センターを北部地域（①・⑤）と南部地域（②・③・④）の2つに分け、それぞれ年5回程度開催する。</p> <p>※ 北部地域：6月、8月、10月、12月、2月に①・⑤が合同で開催予定</p> <p>※ 南部地域：5月、7月、9月、11月、12月、3月に②・③・④が合同で開催予定</p> <p>【個別ケア会議】 ①～⑤の各地域において、随時開催</p>